



2026年1月7日

各 位

会社名 ダイキヨーニシカワ株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 郁男
(コード番号: 4246 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
経営企画本部長 松尾 拓典
(TEL 082-493-5610)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年1月7日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は「人・社会・地球を大切にする企業」を企業理念に掲げ、自動車樹脂部品を核とした技術・製造力を通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めています。

また、2040年度の当社の目指す姿である長期ビジョン「Vision 2040」の実現に向け、2024年度から始まる4年間を中期経営計画のStage 1と位置づけ、顧客・商品・ものづくり・経営基盤の「4つの経営戦略」を軸に、商品主導による成長と収益性の向上を着実に進めています。

2027年度を最終年度とする中期経営計画では、将来にわたる持続的な事業成長を見据え、OEMとの取引拡大を目指すとともに、自動車の軽量化や樹脂の循環サイクルの確立に貢献する高付加価値製品の開発・実用化に取り組んでいます。

資本市場においては、当社は従来から、株主構成の多様化及び株式の流動性向上の重要性を認識しており、株主様との継続的な議論を重ねてまいりました。こうした中、当社株式の売却について合意が得られたため、当該株式に対して公平かつ円滑な売却機会を提供するとともに、当社主体で能動的な株主構成の再構築を図ることが可能であることから、本件売出しの実施を決定しました。

本件売出しを通じて、浮動株比率の向上、投資家層の拡大・多様化、流動性の向上により資本コストを低減させるとともに、TOPIXを含む各種指標や株価をより一層意識した経営の推進に努め、企業価値の向上につなげることを企図しています。

なお、資本効率の向上や更なる株主還元の実施とともに、本件売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、取得株式総数及び取得価額総額の上限をそれぞれ2,600,000株、2,300,000,000円とする自己株式の取得を決議しております。詳細は本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自用論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

1. 株式売出し (引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 11,625,200 株
- (2) 売出人及び売出株式数 氏名又は名称 売出株式数
- | | | |
|--|----------------|-------------|
| | 西川ゴム工業株式会社 | 3,550,000 株 |
| | 三井物産株式会社 | 3,222,700 株 |
| | 三菱商事プラスチック株式会社 | 2,637,300 株 |
| | 住友商事ケミカル株式会社 | 1,115,200 株 |
| | 株式会社広島銀行 | 550,000 株 |
| | マツダ株式会社 | 550,000 株 |
- (3) 売出価格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年1月19日(月)から2026年1月22日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)
- (4) 売出方法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉山郁男
又は代表取締役副社長 戸井秀樹に一任する。

2. 株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,743,700 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しについて一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 売出価格	未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
(4) 売出方法	引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 1,743,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
(5) 申込期間	引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
(6) 受渡期日	引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
(7) 申込証拠金	1 株につき売出価格と同一の金額とする。
(8) 申込株数単位	100 株
(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 杉山郁男 又は代表取締役副社長 戸井秀樹に一任する。	

＜ご参考＞

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 1,743,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,743,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 2 月 20 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 2 月 20 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関する一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である西川ゴム工業株式会社、住友商事ケミカル株式会社、株式会社広島銀行及びマツダ株式会社並びに当社の株主である株式会社イノアックコーポレーション、株式会社中島商会及びオーウエル株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。